

令和7年9月1日から

0～2歳児クラスの認証保育所、企業主導型保育事業（保育要件あり）の保育料が**第1子も全額補助**されます。

【対象範囲】

- 保育の必要性の認定の要件（就労など）に該当するあきる野市民の方で、**認証保育所、企業主導型保育事業を利用する0～2歳児クラスのお子様の保育料は、第2子以降については全額補助されていますが、令和7年9月から第1子も全額補助されます。**
- 補助上限額が月額6万7千円（給食費を含む。）となりますので、施設が定める保育料によっては保護者の負担が生じる場合があります。
- 延長保育料（※）、行事費など、保育料以外の費用は、補助の対象となりませんので、これまでどおり保護者の負担になります。
※区市町村民税非課税世帯の補助あり

【3～5歳児クラスについて】

- **3～5歳児クラスのお子様の保育料は、保育の必要性の認定を受けることで国制度の無償化（月額3万7千円）に加え、上限月額2万円（給食費を除く。）の補助があります。**
- 給食費は、あきる野市民の方を対象に、保育所等に通う最年長のお子様の給食費を月額1,800円、2人目以降のお子様の給食費を月額4,900円を上限に補助があります（令和7年7月現在）。

【保育要件がない方について】

- **保育の必要性の認定の要件に該当しない方は、保育料の補助がありませんでしたが、令和7年9月から0～2歳児クラスのお子様の保育料を月額2万5千円、3～5歳児クラスのお子様の保育料を月額2万円を上限に補助されます。**

※ 補助の申請手続や交付時期などは、施設を通じて、別途ご案内いたします。



問い合わせ先:あきる野市こども家庭部保育課

TEL:042-558-1111(内線2652)

